

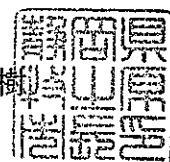
写

牧之原市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営畠地帯総合整備事業牧之原坂部地区（ナルコ原工区）についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成24年4月6日

牧之原市長 西原茂



1 大字坂部字ナルコ原に編入する区域

牧之原市大字坂部字月岡原 1971の1、1971の3、1973の1、
1975の1、1975の3の一部、1975の4の一部、1976の1、
1976の2、1977の1から1977の3まで、2070の1の一部、
2070の2、2073の1の一部、字中尾5329の1、5329の2、
5335、5336及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全
部

2 大字坂部字月岡原に編入する区域

牧之原市大字坂部ナルコ原 2065の1の一部、2069の1の一部、2
069の2、2072の1の一部、2085

「上記地番は平成23年12月1日現在の登記簿による。」